

産業医業務委託仕様書

1 業務件名

令和6年度産業医業務委託

2 履行場所

横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象者

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）

5 業務内容

(1) 受託者

- ア 労働安全衛生法第13条第1項及び第2項の要件を満たした産業医を契約期間中常時確保すること。
- イ 産業医の業務が適法かつ適正に行われるよう産業医を管理指導し、巡視日程の調整を産業医・委託者間で行うこと。日程変更も同様に調整を行うこと。

(2) 産業医

労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び神奈川県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理要綱に規定する産業医の職務及びこれに付随する以下の職務を実施すること。実施時間は、1回につき1時間とする。（主たる業務は以下のとおり。）

- ア 健康相談、保健指導、面接指導（高ストレス者、過重労働者との面談も含む）等に関すること
- イ 健康教育、衛生教育、啓発教育等に関すること
- ウ 作業環境の維持管理に関すること
- エ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
- オ 上記各事項に関する事務局長及び各課長に対する勧告並びに衛生管理者への指導・助言
- カ 衛生委員会への出席（年12回）

- キ 職場巡視（2カ月に1回、衛生委員会と同時実施）及び巡視記録の作成、提出及びその結果に基づく措置
- ク その他労働者の健康・衛生管理に関すること

6 産業医の選任の通知

委託者と受託者が協議のうえ、産業医が決定した場合は、受託者は委託者に次の書類を提出すること。

- (1) 医師免許証
- (2) 産業医であることを証明する書類

7 契約方法

単価契約とする。

8 委託料の支払い

- (1) 委託者は、産業医の業務が履行されたことを確認の上、受託者に支払うものとする。
- (2) 選任手数料がある場合は、初回の支払い時に委託料と合わせて受託者に支払うものとする。
- (3) 産業医の自宅等から事業所までの交通費相当額は委託料に含むものとし、別途支給しない。
- (4) 実施時間が1時間を超過した場合は、1時間あたりの単価以下の金額で受託者が定める金額を、受託者の定める1時間未満の単位時間ごとに、その割合で支払うものとする。

9 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則及び関係法令によるほか、必要に応じて広域連合と受託者が協議して定めるものとする。

10 特記事項

当該落札決定の効果は、令和6年度当初予算に係る議会の議決がなされた後、令和6年4月1日の令和6年度予算発行時において効果を生じるものとします。